

eLTAXを通じて、電子納税サービスをご利用いただけます。 (法人事業税・地方法人特別税・法人都民税・23区内の事業所税)



eLTAXイメージキャラクター エルレンジャー

東京都では、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用して**電子申告**、**電子申請・届出**を行うことができます。あわせて、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税(23区内)について、eLTAXを利用して電子納税を行うことができます。

eLTAXを利用した電子納税とは、これらの税目の納付を、インターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMで行うことができるサービスです。

これにより、eLTAXを利用して、申告から納税までの手続を一貫して行うことができるようになります。

eLTAXを利用した電子納税の概要

- eLTAXとは？
- eLTAXを利用した電子納税サービスとは？
- 電子納税で納付できる税目や手続は？
- 電子納税の手続の概要は？
- 電子納税の利用開始にあたって、準備することは？
- 電子納税の手続の詳細は？

Q&A

- Q1 電子納税で納付した場合、領収証書は発行されますか？
- Q2 書面により申告した場合でも、電子納税はできますか？
- Q3 電子申告をすれば、すぐにその申告分について電子納税できますか？
- Q4 電子納税で納付ができるのは、どの申告分からですか？
- Q5 電子納税で納付した場合、どの時点が領収日となりますか？
- Q6 電子納税が利用できる金融機関はどこですか？
- Q7 電子納税を利用するにあたって、手数料はかかりますか？
- Q8 電子納税が利用できない時間はありますか？
- Q9 電子納税で納付した後、すぐに納税証明書を取得することはできますか？

問い合わせ先

- eLTAXの利用手続についてのお問い合わせ
- 申告、申請・届出、利用届出の内容や審査、納税についてのお問い合わせ

eLTAXを利用した電子納税の概要

■ eLTAXとは？

eLTAXとは、地方税における申告、申請・届出、納税などの手続を、インターネットを利用して行うことができるシステムです。

■ eLTAXを利用した電子納税サービスとは？

eLTAXを利用した電子納税サービスとは、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税（23区内）の納付を、ページーを通じてインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMで行うことができるサービスです。

このサービスを利用することにより、金融機関や都税事務所等の窓口足を運ぶことなく、自宅やオフィスなどから納付ができます。

ただし、領収証書は発行されませんので、必要な場合は従来どおり納付書により金融機関や都税事務所等の窓口で納付していただく必要があります。

※固定資産税（償却資産）（23区内）はeLTAXで電子申告はできますが、eLTAXを利用した電子納税はできませんのでご注意ください。
固定資産税（償却資産）（23区内）についてインターネットバンキング等で納付をされる場合は、ページーマークのついた納付書を利用してください。（ページー納付についての詳細は[都税の納税等について](#)参照）

■ 電子納税で納付できる税目や手続は？

eLTAXを利用した電子納税で納付できる税目や手続は、以下のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人都民税	事業所税（23区内）
利用できる手続	○本税の納付 ○見込納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付

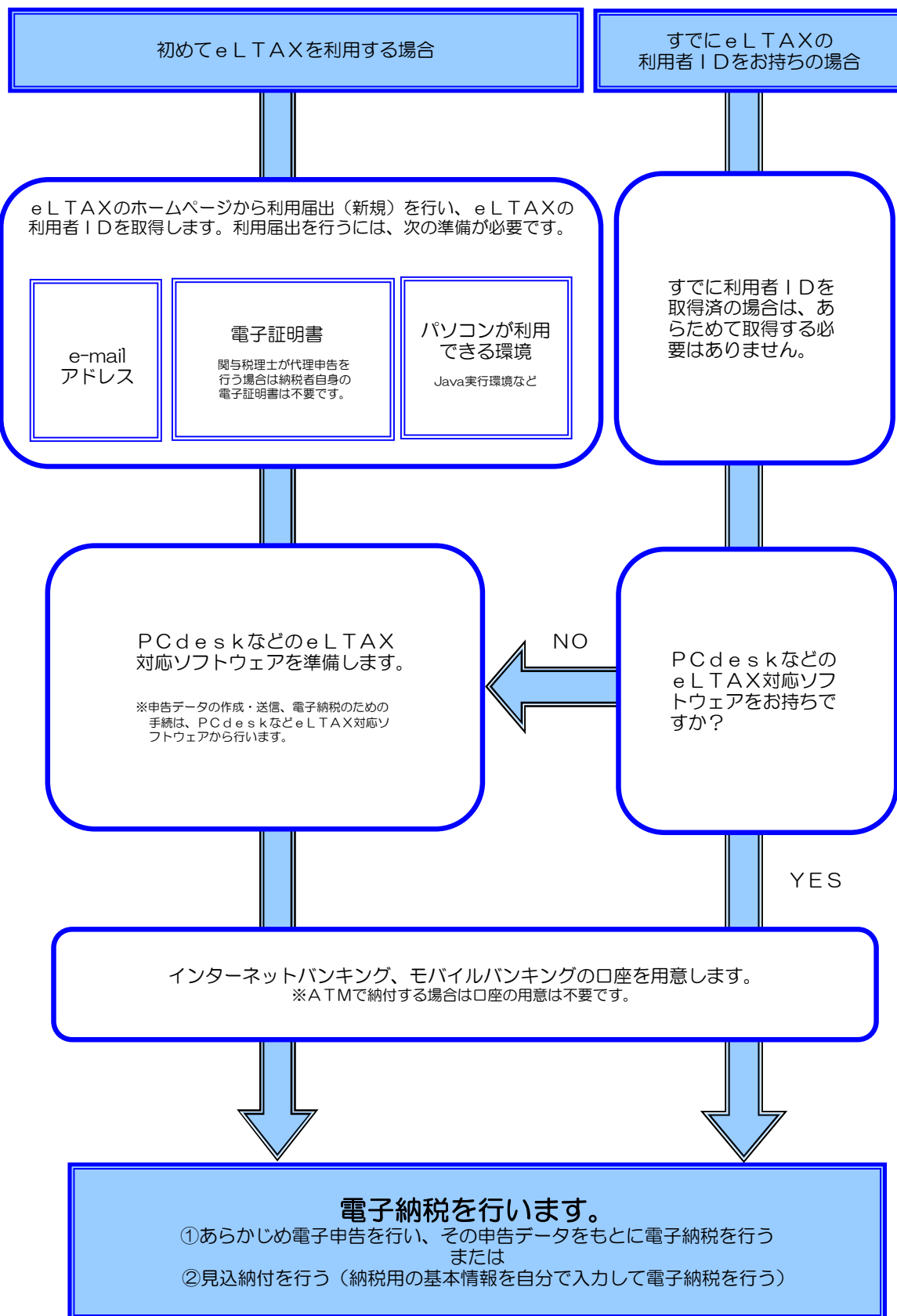
■ 電子納税の手続の概要は？

- 1 あらかじめ、電子納税しようとする税目について、eLTAXで電子申告をします。書面により申告をした場合には、電子納税は行えません。なお、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の見込納付の場合は、電子申告する前に電子納税を行うことができます。

- 2 電子納税の際に必要な納付情報（※）の発行依頼を行います。
※「納付情報」・・・収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分
→ [詳しい操作方法についてはこちら](#)（eLTAXホームページの該当ページが表示されます。）

- 3 発行された納付情報をもとに、ページーを通じて、インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMで納付します。なお、初めてインターネットバンキング、モバイルバンキングを利用する場合は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※電子納税で納付をした場合、領収証書は発行されませんので、必要な場合は従来どおり納付書により金融機関や都税事務所等の窓口で納付していただく必要があります。
→ [ページーについてはこちら](#)
→ [ページー対応金融機関等一覧はこちら](#)
→ [東京都会計管理局ホームページはこちら](#)

■ 電子納税の利用開始にあたって、準備することは？

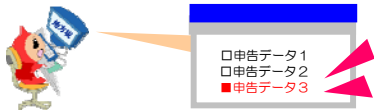


■ 電子納税の手続の詳細は？

①あらかじめ電子申告を行い、その申告データをもとに電子納税を行う

※納税者、代理人ともに利用できます

対象となる申告データを選択し、納付情報発行依頼を送信します。



②見込納付を行う

※納税者のみが利用できます

納付する税目の利用届出を行います。

納付用の基本情報を入力し、納付情報発行依頼を送信します。



納付情報を受け取り、内容を確認します。

納付情報を確認できるのは、納税者本人だけです。代理人は確認できません。

収納機関番号、納付番号
確認番号、納付区分

納付
情報

ポータルセンタ

ページを通じて納付します。

金融機関が提供しているインターネットバンキング、モバイルバンキングやATMから納付します。

初めてインターネットバンキング、モバイルバンキングを利用する場合は、eLTAXの利用届出とは別に、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

インターネット
バンキング等

ATM

領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

Q&A

Q1 電子納税で納付した場合、領収証書は発行されますか？

- A eLTAXによる電子納税は、ペイジーによる納付であるため、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、従来どおり納付書により金融機関や都税事務所等の窓口で納付していただく必要があります。

Q2 書面により申告した場合でも、電子納税はできますか？

- A eLTAXによる電子納税は、電子申告データをもとに行うため、書面により申告した場合には行えません。書面により申告した場合には、従来どおり納付書により金融機関や都税事務所等の窓口で納付するようお願いします。なお、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税の見込納付の場合は、電子申告する前に電子納税を行うことができます。電子納税を行ったあと、電子申告を行ってください。また、eLTAXを利用して電子申告した場合でも、従来どおり納付書による窓口納付ができます。

Q3 電子申告をすれば、すぐにその申告分について電子納税できますか？

- A 電子申告データを送信してから、納付情報発行依頼を行えるようになるまでの時間と、納付情報発行依頼を行ってから、納付情報が発行されて手元に届き、電子納税を行えるようになるまでの時間は、それぞれ数分かかります。そのため、電子納税を行う際には、これらの時間を見込んで手続を行ってください。

Q4 電子納税で納付ができるのは、どの申告分からですか？

- A 平成21年4月1日以降、東京都に対し電子申告をした申告データについて、電子納税を行うことができます。

Q5 電子納税で納付した場合、どの時点が領収日となりますか？

- A 利用者がインターネットバンキング等を利用して納税すると、金融機関の預貯金口座から即時に引き落としが行われ、その時点が領収日となります。

Q6 電子納税が利用できる金融機関はどこですか？

- A 都税の納税についてペイジーが対応している金融機関で、電子納税が可能です。詳細は「[ペイジー対応金融機関等一覧](#)」をご参照ください。

Q7 電子納税を利用するにあたって、手数料はかかりますか？

- A eLTAXの電子納税の機能を利用するにあたっては、手数料はかかりません。また、ペイジーの利用の際にも手数料はかかりません。ただし、納付前にATMで現金を引き出すときや、時間外にATMで納付するときには、手数料がかかる場合があります。また、インターネットバンキングやモバイルバンキングの利用にあたって、料金が発生する場合もあります。詳しくは、ご利用の金融機関までお問い合わせください。

Q8 電子納税が利用できない時間はありますか？

- A 電子納税を行うためには、まず eLTAXから納付情報の発行依頼を行い、納付情報を確認する必要がありますが、これらの手続はeLTAXの利用時間外には利用できません。eLTAXの利用時間は、次のとおりです。
◆eLTAX利用時間 月～金 午前8時30分～午後8時
(土・日・祝祭日、年末年始12月29日～1月3日は除く)
また、納付はペイジーを通じて行いますが、ペイジーのシステムメンテナンスのため、利用できない時間があります。詳細は、[都税の納税等について](#)をご確認ください。また、金融機関によってインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMの利用可能な時間帯が異なりますので、利用する金融機関へお問い合わせください。

Q9 電子納税で納付した後、すぐに納税証明書を取得することはできますか？

- A 電子納税により納付をした後、申告、納付と同時、または1～2週間以内に納税証明書を申請される場合は、申請者の本人確認書類(申請者が代理人の場合は、委任状等の代理人であることが確認できる書類も必要です)とあわせて、
①申告書の控(eLTAXで受付されたもの)
②納付情報のうち、「納付番号」「確認番号」「納付区分」を控えたもの
を持参のうえで、納税証明書を申請してください([本人確認書類等、納税証明書の申請方法についてはこちら](#))。この2点がないと納税の確認ができず、納税証明書の発行ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

■ eLTAXの利用手続についてのお問い合わせ

eLTAXの利用手続については、eLTAXホームページをご確認いただき、不明な点は、eLTAX デスク
にお問い合わせください。

- ◆eLTAX デスク 電話番号: 0570-081459
(IP電話・PHSをご利用の場合: 03-5 -)
月～金 午前8時30分～午後8時
(土・日・祝祭日、年末年始12月29日～1月3日は除く)
- ◆eLTAXホームページ <http://www.eltax.jp/>



■ 申告、申請・届出、利用届出の内容や審査、納税についてのお問い合わせ

申告、申請・届出、利用届出の内容や審査、納税について、eLTAXの利用手続以外の内容に関するお問い合わせは、各税目の所管都税事務所の以下の係にお願いします。

- ◆納税について : 各税目の所管都税事務所の徴収管理係
- ◆申告、申請・届出、利用届出の内容や審査について : 各税目の所管都税事務所の課税担当係

主たる事務所・資産の所在地		千代田	文京	荒川	北	足立	中央	江東	江戸川	台東	墨田	葛飾	港	品川	大田	新宿	中野	杉並	渋谷	目黒	世田谷	豊島	板橋	練馬	※1	※2
所管都税事務所	法人事業税・法人都民税 地方法人特別税	千代田	荒川			中央			台東			港	品川	新宿			渋谷			豊島			八王子	立川		
	事業所税 (23区内) ※3	千代田				中央				港				新宿												
	固定資産税(償却資産) (23区内) ※電子納税不可 ※4	千代田	文京	荒川	北	足立	中央	江東	江戸川	台東	墨田	葛飾	港	品川	大田	新宿	中野	杉並	渋谷	目黒	世田谷	豊島	板橋	練馬		

- ※1 八王子都税事務所法人事業税・地方法人特別税・法人都民税所管区域
八王子市・青梅市・町田市・日野市・福生市・多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町
- ※2 立川都税事務所法人事業税・地方法人特別税・法人都民税所管区域
立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・昭島市・調布市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・西東京市
- ※3 事業所用家屋貸付等申告、事業所等の新設・廃止については、事業所用家屋、新設又は廃止した事業所等の所在地を所管する都税事務所に
お問い合わせください。
- ※4 固定資産税(償却資産)の申告については、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。